

納税準備貯金規定

1. ～4（省略）

5.（貯金の払戻し）

(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合（会）がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この貯金を払戻すときは、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。

（削除）

(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合（会）所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合（会）の任意とします。

6. ～20（省略）

以上

（令和8年4月1日現在）

納税準備貯金規定

1. ～4（省略）

5.（貯金の払戻し）

(1) この貯金は、貯金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合（会）がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。

(2) この貯金を払戻すときは、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

(3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡します
ので、それにより納付してください。

(5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合（会）所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合（会）の任意とします。

6. ～20（省略）

以上

（令和4年4月1日現在）